

岩手県教育委員会教育長告示第2号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年1月18日

岩手県教育委員会

教育長 菅野洋樹

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県立図書館（運營業務）
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
 - （1）住所 東京都文京区大塚三丁目4番7号
 - （2）名称 株式会社図書館流通センター
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで